

『九冊物』からみた近世中期の奏者番と記録作成

吉川 紗里矢

はじめに

奏者番^①は、膨大な勤務文書を残した役職として知られている。たとえば、天保期の三宅家では、奏者番を八年勤め、二〇〇〇点以上の手留を作っていた。これは、奏者番が、煩多で複雑な殿中儀礼を担当する役職であったことと関係している^②。しかし、これほど多くの文書を残した奏者番は、いつごろから勤務文書を作成するようになったのか。

この問題を解決するためには、その歴史を振り返る必要がある。現在明らかになっている奏者番の歴史を整理すれば、以下の通りであろう。

まず、慶長期には、奏者番という役職がすでに存在していたと考えられる^③。寛永期には、寺社奉行や大目付などの役職が新設され、幕政機構が整備された。そのときから、寺社奉行は奏者番を兼任していた^④。同時期には、奏者番が披露役を勤め^⑤、幕府右筆に儀礼内容を伝えた。右筆は、その情報をもとに、「江戸幕府日記(右筆所日記)」を作成していた^⑥。つまり、近世前期の奏者番は、間接的ではあるものの、記録作成に関与したといえる。

つぎに、享保改革期には、評定所・勘定所における文書の管理や法令の編纂が行われた。これらは、大石学氏によりアーカイブズ(文書行政)と意義づけられた政策である。寺社奉行も、享保改革期を契機に記録が成立したとしている^⑦。このころには、奏者番でも記録作成が始

まり、日記を確認できる⁽⁸⁾。また、幕府法典の編纂が進むとともに、奏者番でも先例を集めた『奏者番勤方并心得』が編まれた⁽⁹⁾。

そして、近世後期になると、新人や同僚に手留を貸借していた。これにより、勤務内容を保持し、活用することができた。その背景には、自藩の家臣たちが、膨大な手留を作成していたのである。その手留群を効率的に管理するために、ラベルを貼り付けた手留箆笥を用いた。その管理方法は、文久改革による廃止と再設置を経て、慶応期まで受け継がれている⁽¹¹⁾。

したがって、奏者番は、幕府成立時には存在し、慶応期まで続いたという長い歴史を持つ。先行研究では、この長い歴史に対し、①職務実態の解明⁽¹²⁾・②昇進過程⁽¹³⁾・③文書管理とその伝達⁽¹⁴⁾などを中心に論じている。ただし、従来の研究では、近世前期か、後期を中心に進展していた。それゆえ、近世中期は断片的であり進んでいない状況にある。

さて、奏者番がいつごろから文書を作成し、先例の保存を行い始めたのかという問題が残されている。従来では、享保期には文書を作成したと考えられる⁽¹⁵⁾。しかし、

『奏者番勤方并心得』には、元禄から寛政までの先例を収録している。そのため、享保期以前に奏者番の記録が存在していた可能性がある。

そこで、本稿では、近世中期の奏者番が、勤務を円滑化するために編纂した書物(編纂物)⁽⁶⁾を考察する。その際には、『奏者番勤方并心得』を中心に考察したい。さらに、いつごろから奏者番が文書を作るようになったのかについても追究したい。

本論に入る前に、『奏者番勤方并心得』の基礎的事項を押さえたい。これは、「当番勤方并心得」・「御番之部」・「助番之部」・「当番構無之部」・「御番割之部」・「病氣之節御番取扱之部」・「出仕心得并伺御機嫌」・「出仕断之部」・「新役心得」・「火事之節之部」・「雷地震之節之心得」・「差扣之部」・「雑之部」の一三項目からなる。これらの内容は、基本的な当番の勤め方から、病氣や非常時への対応といった基礎的な勤務を編纂したものである。それぞれの項目では、その概要や式次第を示した基本事項があり、その後に先例を示している。

管見の限り、『奏者番勤方并心得』の史料学的研究は、大友一雄氏の解説のみであろう。それによれば、①『奏

者番勤方并心得』の収録年代は、元禄期から寛政期に至る。②作成主体は、土屋家の可能性を残しつつ保留している。③作成時期は明和・安永期にかけて成立し、追々記された。④その引用先は、複数人の奏者番日記にある。⑤同時期に作成された類本（『御本丸』）があり、『奏者番勤方并心得』の細目と類似しているという⁽¹⁷⁾。

一 近世中期奏者番における記録作成と編纂物

1 近世中期における奏者番の記録作成

近世中期において、奏者番がどのような記録を作成していたのかという問題を、現存する文書から確認したい。

前述したとおり、近世前期において、奏者番は幕府右筆に当日の儀礼内容を伝えることで、間接的に「江戸幕府日記（右筆所日記）」の作成に関わっていた⁽¹⁸⁾。

近世中期に入ると、奏者番は記録をまとめ始める。管見の限り、最古の奏者番記録は、『諸御礼書⁽¹⁹⁾』である。

これは、元禄一〇年（一六九七）から宝永七年（一七一〇）に至る「御礼書」を、編年式に収録したものである。「御

礼書」とは、月次御礼などの儀礼日に、奏者番（当番）が、同僚や進物番に配布する文書として知られている⁽²⁰⁾。ただし、儀礼日前日に「御礼書」は、月番老中から奏者番（当番）・大目付・目付に渡されている⁽²¹⁾。したがって、「御礼書」は、老中から与えられた文書といえる。それゆえ、奏者番は、老中の書状から記録に残そうとしたのであろう。

つぎに、享保期の『幕府日記⁽²²⁾』が残されている。この日記は、日付の下に、「当番」と奏者番の名前がある。奏者番は、毎日当番が交代する日番制を取るため⁽²³⁾、共同で作成した文書だと考えられる。この業務日誌のような性格をもつ『幕府日記』には、「廻状」の存在も確認できる。

「廻状」は、当日の勤務や儀式の内容を、同僚に知らせるための文書である⁽²⁴⁾。「廻状」の多くは、廻状留としてまとめられて残存している。その収録方法も、編年式と事項別の二種類がある。前者は、宝暦から天保期までの廻状を編年式に収録した『廻状留⁽²⁵⁾』である。これは、廻状の全文を収録しているという利点がある。後者は、淀稲葉家の『政要録⁽²⁶⁾』と、高遠内藤家の『御本丸廻状留⁽²⁷⁾』

【表1】奏者番における役所文書と役職文書

概念	事例	作成・保管の場
役所文書	『幕府日記』・『廻状留』など	江戸城
役職文書	『奏者番日記』・『奏者番手留』・『奏者番系図』・『奏者番勤方并心得』・『諸御礼書』など	各奏者番の江戸藩邸

【註】ただし、本来は役所文書であっても書き写され、役職文書に伝来する場合もある。

がある。こちらは、冒頭に目次がある。それゆえ、いづとういった内容の廻状があるのかを検索できる。ただし、検索先は廻状の一部のみしか引用されていないという特徴がある。

また、宝暦期の奏者番は、個別（家別）に日記を作成していた⁽²⁸⁾。特に、土屋篤直が奏者番日記の表題にあえて「自筆」と付けていた点は注目に値する⁽²⁹⁾。したがって、この時期は、他者を介さずに奏者番自身が日記を付けていたといえる。

現存する文書からは、以下のことがいえる。少なくとも一七世紀末には、奏者番は記録をまとめ始めていた。一八世紀になると、共同で日記や廻状といった文書を用いていた。一八世紀後半には、多くの奏者番が個別（家別）に日記を作成していた。

なお、本論では『幕府日記』のように、江戸城や奉行所という場において、幕府役人が共同で作成した文書を、役所文書と呼

ぶ。また、篤直の「奏者番日記」のように、各家屋敷で、藩主や藩臣が独自に作成した文書を役職文書と命名しておく⁽³⁰⁾。【表一】。

2 藩臣からみた奏者番の編纂物

近世中後期において、大名家では、どのように奏者番の文書を扱ったのであろうか。奏者番の勤務を支えた藩臣の記述から検討したい。

まず、天保五年（一八三四）成立の『祠曹雑識』を検討しよう。これは、江戸幕府の寺社・行政・訴訟に関する記録や沿革考証を収録した編纂物である。作者は麻谷老愚であり、寺社奉行間部詮勝の寺社役だといわれている⁽³¹⁾。

つぎの史料は、『祠曹雑識』において、奏者番の勤務文書を説明した部分である。

【史料一】「謁者当務ノ書」⁽³²⁾

謁者当務ノ書数部、皆是朝典ノ秘記、筆者没名固ヨリ其常ナリ、ソレカ中体裁巧拙文字煩簡多シトイヘ

トモ、コレヲ要スルニ謁者葑菲ノ節ヲ采取スルニ在ルノミ、今一二ノ大要ヲ挙テ検閲ノ便ニ備フ、コノ餘各家ノ密蔵料知ルヘカラス、篤志ノ輩博蒐スヘキノミ、

『祠曹雜識』によると、奏者番（「謁者」）の勤務文書は、すべて幕府儀典であつて秘密の記録である。そうした事情もあつて、筆者不明は普通である。その体裁は長所と短所あり、文体も繁雜と簡略が多い。こうした問題があつても、結局奏者番は「葑菲ノ節」⁽³³⁾を集めるだけである。今、その概要を挙げて、調査の便に備える。これらがどれだけ各大名家に「密蔵」しているかは分からない。「篤志ノ輩」は収集すべきだという。

【史料一】の文に続いて、麻谷は奏者番の勤務文書を列挙する。具体的には、『御奏者番勤方』一冊・『御奏者覚』二冊・『年中定式』三冊・『勤方』一冊・『御奏者番心得』三冊・『奏者捷徑』五冊・『西丸勤方』二冊・『西丸覚書』一冊・『披露文例』一冊・『例格』九冊の九種類を取りあげ、その細目だけでなく推定年代まで記している【表二】。これによると、奏者番の勤務文書が寛保延享期（一八世

紀中期）から作成されていたと、麻谷は考えていたようである。

さて、このうち、『御奏者番覚』⁽³⁴⁾と『奏者捷徑』⁽³⁵⁾、『例格』は現存している。『例格』は、麻谷の命名である。元々巻数表記や外題がなく伝わっているので、「九冊物」と呼ばれていた。また、先例比較において、非常に多く用いられた先例集だという。その『例格』の細目は、以下の通りである。

- ・ 一卷……自正月元日至二月朔日附四月・上巳端午七夕八朔重陽・歳暮勤方・月次御礼日当番勤方・御表出御無之御老中御逢・公家衆参向
- ・ 御能・参勤・御暇・不時御礼・元服・献上物
- ・ 二巻……上野増上寺其外御城外御規式御成・西丸御成・御鷹野御成・御名代・上使・参勤御暇上使勤方・病氣御尋御弔上使勤方・相伴
- ・ 三巻……披露席・御太刀目録并進物置所・披露仕樣并心得・御太刀披露・長袴披露・半袴披露
- ・ 御三家陪臣披露・成瀬・石河・渡辺・水

【表2】『詞書雜識』における奏者番の勤務文書と推定年代

No.	書名	細目	推定年代
A	御奏者番勤方一冊(A)	平日・月次・御礼日・節句・上巳・端午・七夕・八朔・重陽・紅葉山御成・上野・増上寺・其外御城外御成・御鷹野御成・西丸御成・老中被仰渡有之節罷在席・雑条御書付等ヲ記ス、	推定年代 小宮御殿御止宿ヲ記スニ据レハ、寛保延享ノ際ノ物ト知ヘシ、
B-1	御奏者覚二冊(B)	上巻、御太刀目録置所ノ次第二起リ、上使并雜部ニ止リ、	大御所様御在世ノ事ヲ載ルニ据レハ延享寛延ノ際ニ成ルト知ルヘシ、書尾ニ宝曆十二年壬午自松平和泉守借写牧野遠江守ノ数字アリ、
B-2	御奏者覚二冊(B)	下巻、西丸勤方大概平日登城ニ起リ、年中恒例著服ニ止ル、	
C-1	年中定式三冊(C)	初巻、元三ヨリ晦日ニ至リ、	
C-2	年中定式三冊(C)	中巻、二月ヨリ五月ニ至リ、	明和已上ノ作ナリ、
C-3	年中定式三冊(C)	下巻、六月ヨリ十二月ニ至ル、	
D	勤方一冊(D)	当番心得・寺院・連歌御・碁将棋之者拜領物・西丸書付・不時・御差図・年中著服御太刀進物置所・年始・五節句・月次・其外御礼・総出仕・御奏者調等ノ事ヲ記ス、	是亦宝暦年間ノ作ナリ、
E-1	御奏者番心得三冊(E)	上巻、年中・明日替儀向有無・両丸当番・登城制限・著服大概、	
E-2	御奏者番心得三冊(E)	中巻、拜領物・御太刀量目・進物置・披露心得・出火之節当番心得・部屋持参之品助之事・列座奉書被添之事并新役添之事・居残順御使先等落合候節之事、五節句出礼心得三季献上柳之間江出候方并鯖代献上名前御三家家来奉書被拜領物并取渡部・支配附帰国之使者御前江出候部、年始八朔三季献上并後使者扱之事御代々様并御理方御忌日都合十五件、	天明年間ノ物ナリ、
E-3	御奏者番心得三冊(E)	下巻、御役順講釈出席有無御代附ナリ、	
F-1	奏者捷徑五冊(F)	第一、遠御成式紅葉山御成当番式・不時御礼当番式・同御三家御案内式・上使式・総出仕当番式、	
F-2	奏者捷徑五冊(F)	第二、五節句式、両山御成式八朔式、	
F-3	奏者捷徑五冊(F)	第三、月次式・歳暮式・肝煎式、	寛政ノ例ヲ引クニ据レハ近來ノ編述ト知ヘシ、
F-4	奏者捷徑五冊(F)	第四、御法事済日光御門跡御舞応式・増上寺御料理被下式・公家衆式・謁式・紅毛人式、	
F-5	奏者捷徑五冊(F)	第五、三季式・御内書式・鯖代式・已上諸式ノ要略ヲ記ス、	
G-1	西丸勤方二冊(G)	御三家御城附日光御門跡御使僧右近殿御逢其外調ノ次第二起リ、	
G-2	西丸勤方二冊(G)	醍醐左府御上段謁勤修寺宮院家殿上之間調次調ニ止ル、総テ老中御違御奏者調ノ事ヲ条列ス、	山名・大岡在官ノ時ノ物ナリ、

H	西丸寛書一冊(H)	殿上之間老衆謁ニ起リ、五節句月次出仕ノ寛ニ止ル、総テ老衆謁、奏者謁ノ弁別、殿上之間已下謁席ノ異同ヲ分列ス、	宝暦年間ノ物ナリ、 [不明]
I	披露文阿一冊(I)	元服・家督・初テ御目見・参勤・御暇・官位・婚姻・病後・御役儀・御手伝・所替ノ御礼、都合十一條ヲ記入、	
J-1	例格九冊(J)	第一、自正月元日至二月朔日附四月・上巳端午七夕八朔重陽・歳喜勤方・月次御礼日当番勤方、御表出御無之御老中御逢、公家衆参向・御能・参勤・御暇、不時御礼・元服・献上物ノ十一部、	
J-2	例格九冊(J)	第二、上野増上寺其外御城外御規式御成・西丸御成・御鷹野御成・御名代・上使・参勤御暇上使勤方、病氣御尋御吊上使勤方・相伴ノ八部、	
J-3	例格九冊(J)	第三、披露席、御太刀目錄并進物置所・披露仕樣并心得・御太刀披露・長袴披露・半袴披露、御三家陪番披露、成瀬・石河・渡辺・水野・中山・志水・山野辺・寺社披露ノ十五部、	
J-4	例格九冊(J)	第四、御番・助番、当番無儀、御番割、病氣之節御番取段、出仕心得并伺御機嫌・出仕断、新役心得・火事・雷地震・差控・雜ノ十一部、	
J-5	例格九冊(J)	第五、御老中所司代使者・家督繼目新知御礼使者・婚姻御礼使者・隠居御礼使者・遣物使者・献上物使者・一紙目錄・半切ノ八部、	
J-6	例格九冊(J)	第六、御老中御逢使者・同時居所・当番謁使者・年始使者・年始端午七夕八朔重陽歳暮就差合延引使者、御不例御快然使者・口切御茶献上使者・参勤御礼病氣使者、在著御礼使者ノ九部、	
J-7	例格九冊(J)	第七、御内書・拝領物・御老中被仰渡之節居所・御鷹之鳥拝領・総出任并取合・関東凶事・京都・席障ノ八部、	
J-8	例格九冊(J)	第八、御三家・御三家使者并御家臣・松平加賀守・喜連川・松前・吉川・左京・山村・甚兵衛千村平右衛門・米良主膳・加藤図書助・長岡帯刀・本多内藏助・御門跡方・向本願寺・増上寺・寺社ノ十五部、	
J-9	例格九冊(J)	第九、御奏者番系図・申合・相伴ノ三部ヲ載ス、	

【注】『祠曹雜載』(国立公文書館所蔵請求番号212-0302、『内閣文庫所蔵史籍叢刊』7-9巻、汲古書院)から作成。

此書、旧巻第ナク外題ナク相伝テ九冊物ト称シ、後人往々統補ス、采輯無嫌トイヘトモ例格比校ニ於テハ其用頗多シ、今限ニ名付テ例格トイフ、有志ノ士精訂完本トナサハ可ナリ、

野・中山・志水・山野辺・寺社披露

・四巻……御番・助番・当番無構・御番割・病氣之節

御番取扱・出仕心得并伺御機嫌・出仕断・

新役心得・火事・雷地震・差控・雑

・五巻……御老中所司代使者・家督継目新知御礼使者

・婚姻御礼使者・隠居御礼使者・遺物使者

・献上物使者・一紙目録・半切

・六巻……御老中御逢使者・同時居所・当番謁使者・

年始使者・年始端午七夕八朔重陽歳暮就差

合延引使者・御不例御快然使者・口切御茶

献上使者・参勤御礼病氣使者・在着御礼使

者

・七巻……御内書・拝領物・御老中被仰渡之節居所・

御鷹之鳥拝領・総出仕并取合・関東凶事・

京都・席障

・八巻……御三家・御三家使者并御家臣・松平加賀守

・喜連川・松前・吉川左京・山村甚兵衛千

村平右衛門・米良主膳・加藤図書助・長岡

帯刀・本多内蔵助・御門跡方・両本願寺・

増上寺・寺社

・九巻……御奏者番系図・申合・相伴順

ここで、四巻の細目に注目すると、『奏者番勤方并心得』の項目とほぼ一致していることに気が付く⁽³⁶⁾。そのため、『奏者番勤方并心得』は、『九冊物』の一部だと考えられる。また、『御本丸』に關しても、一巻は『例格』の三巻と八巻の項目に一致し、貳巻は『例格』の二巻・六巻・七巻の項目に一致し、三巻は『例格』の四巻・五巻・六巻の項目に一致する。こうした点から、『御本丸』も『九冊物』の一部である。このように、『九冊物』は、部分的に写される場合が多い。

しかし、『祠曹雜識』のように、『九冊物』に言及した記述は少ない。そうした数少ない記述を持つのが、『寧原部区』⁽³⁷⁾である。これは、横半帳の九冊本で、黒い帙に包まれている。「跋文」の塩田屯は、福山阿部家の寺社役であつた。つぎの史料は、その「跋文」である。

【史料二】「跋文」（『寧原部区』⁽³⁸⁾）

此冊子九卷ハ

先君秘府ノ書ニシテ我侪ノ容易ニ觀覽シ難キ書ナ

リ、鴻臚ノ館庁コレヲ九冊物ト称ス、今其書目ノ陽二題スル事ヲ諱之因テ寧原部区ト名ク、蘭語寧原ハ九ナリ、部区ハ書ナリ、其成事ノ原由ヲ搜索シテ心思ヲ安寧セシメントノ意ナリ、部ハ部類、区ハ区域ノ義ナリ、此目ハ乃四書七書ノ例ニ倣フト云、

文化六年八月

塩田屯識

「跋文」によると、『寧原部区』は「先君秘府ノ書」であり、自分は容易に閲覧しがたい書であった。寺社奉行所（鴻臚ノ館庁）では、これを「九冊物」と称している。今、その書目を表題にすることをばかつて、「寧原部区」と名付ける。これは、オランダ語で九を意味する *negen*（ネーヘン）と、書を意味する *boek*（ブック）にちなんだものである。それに続いて、その先例の「原」を探して、心思うところを安「寧」にしようとするという語意であり、「部」は部類、「区」は区域の語意である。この書目は四書や七書の例にならったものという。

さて、福山阿部家では、『寧原部区』以外の『九冊物』がもう一点確認できる。それは、『御奏者番心得』九冊であり、『寧原部区』のような序文や跋文はない。それらを

「御奏者番心得九冊物 阿部主計頭」と墨書された帙で包んでいる⁽³⁹⁾

以上、従来知られていた『奏者番勤方并心得』は、『九冊物』の一冊であることが判明した。寺社奉行所では、その命名を避けたものの、「九冊物」と呼んでいた。近世中期において、『九冊物』は秘密文書として取り扱われた。したがって、そうした文書は、どの大名家が保有していたのかも知らない状態にあり、家臣でさえも容易に閲覧できなかった。それが近世後期になつて、ようやく家臣は写すことが許されるようになった。

二『九冊物』の諸本とその典拠

『九冊物』は、奏者番が先例確認のために用いた編纂物である。ここでは、九冊揃いの完本を用いて、その順序や構成、奏者番就任の年代などを中心に考察したい。

1 『九冊物』の諸本とその構成

ここでは、『九冊物』の内容分析のまえに、伝来や構成

などに注視して、諸本の比較を行いたい。

管見の限り、『九冊物』の完本は、福山市教育委員会に二点、東京大学史料編纂所に一点、国文学研究資料館に一点あり、四種類存在する【表三】。

まず、諸本の伝来を確認したい。福山本は、先述したとおり、東京阿部家文書の『御奏者番心得(A)』と『寧原部区(B)』である。そのほかに、史料編纂所本の『奏者番留書(C)』がある⁽⁴⁰⁾。これは武蔵六浦藩主米倉昌寿の旧蔵本である。そして、国文研本の『九冊物并直書廻章留(D)』は、三井文庫本である、そのため、どの大名家・藩臣家に伝来したのかは不明である。『直書廻章留』一冊も追加されているという特徴もある。Dの形態を見てみると、一〇冊揃いの横半帳である。それらを包む帙に「九冊物并直書廻章留」と墨書されている。

つぎに、『九冊物』の順序に関して検討したい。先述した『例格』の順序を基準として、諸本の項目と比較した表が【表三】である。この表から、『例格』の順序で整列されていないと分かる。特に、『例格』第九が、最初に配置する場合が多い。これは奏者番を列挙した「御奏者番系図」があるためと思われる。このように、乱雑した順序

は、巻数の無表記により移動してしまったと考えられる。いずれにせよ、近世後期には当初の順序は失われた。

また、CとDは、「都て西丸之部」が存在する。この部は、『例格』にはない。Cの場合は、『例格』第六の後に続き、新たに「増補」を追加している。Dの場合は、その第六に当たる冊子が存在せず、「都て西丸之部」が代わりにある。そのため、『例格』の内容構成と一致しているのは、阿部家伝来のAとBである。

さて、これらの『九冊物』をもとに、先例や系図に注目して比較してみたい。

まず、先例の最終年代を比較したい【表三】。諸本のなかで最も古いものは、阿部家に伝来したAである。この最終年代は、安永四年（一七七五）である。それに続いて、Dは安永六年であり、Cは天明五年（一七八五）である。

ついで、系図の最終就任者を検討したい【表四】。はじめに、作成時期が判明しているBからみてみたい。前項で取りあげたとおり、Bは文化六年八月の「跋文」がある【史料二】。しかし、Bの最終就任者は、天保五年（一八三四）四月二八日の三名である。それゆえ、文化

【表3】『九冊物』の順序と各巻の最新記事年代

	『詞曹雜識』における『例略』の細目	A 御奏者番心得	B 寧原部区	C 奏者番留書	D 九冊物并直書廻草留
J-1	第一、自正月元日至二月朔日附四月・上巳端午七夕八朔重陽・露幕動方・月次御礼日当番動方・御表出御無之御老中御達・公家衆参向・御能・参勤・御飯・参勤御暇不時御礼・元服・献上ノ十一部、	5冊目	明和8年6月25日	5冊目	天明3年3月7日
J-2	第二、上野増上寺其外御城外御規式御成・西丸御成・御應野御成・御名代・上使参勤御使上使動方・病氣御尊御向上使動方・相伴ノ八部、	9冊目	安永4年5月5日	9冊目	天明元年閏5月23日
J-3	第三、披露席・御太刀目録并進物置所・披露仕様并心得・御太刀目録・長袴披露・半袴披露・御三家陪番披露・鳴瀬・石河・渡辺・水野・中山・志水・山野辺・寺社披露ノ十五部、	4冊目	安永2年2月1日(朱) 寛安永8年(9月15日)	7冊目	天明3年10月15日
J-4	第四、御番・助番・当番無權・御番割・病氣之節御番取扱・出仕心得并同御機嫌・出仕所・新役心得・火事・雷地震・差控・雜ノ十一部、	3冊目	安永4年5月5日	8冊目	天明5年7月23日
J-5	第五、御老中所司代使者・家督継目新知御礼使者・婿御御礼使者・隠居御礼使者・遺物使者・献上物使者・一紙目録・半切ノ八部、	6冊目	安永3年3月11日	4冊目	天明3年9月25日
J-6	第六、御老中御達使者・同時居所・当番親使者・年始使者・年始端午七夕八朔重陽歳暮歳旦差合延引使者・御老不例御快然使者・口切御茶献上使者・参勤御礼病氣使者・在者御礼使者ノ九部、	8冊目	安永3年5月23日	9冊目	天明3年6月15日
J-7	第七、御内書・拜領物・御老中被仰渡之節居所・御鷹之鳥拜領・総出仕并取合・関東凶事・京都・席障ノ八部、	7冊目	安永3年2月20日	6冊目	天明元年11月17日
J-8	第八、御三家御三家使者并御家臣・松平加賀守喜連川松前吉川左京山村基徳千村平右衛門米良主膳加藤図書助・長岡帯刀・本多内蔵助・御門跡方・河本願寺・増上寺・寺社ノ十五部、	2冊目	安永4年3月	2冊目	天明4年2月16日
J-9	第九、御奏者番系図・申合・相伴ノ三部	1冊目	安永4年5月	1冊目	天明4年1月22日
番外	(都て西丸之部)	-	-	9冊目	天明4年5月6日
番外	(増補)	-	-	9冊目	天明4年12月15日

【注】『詞曹雜識』(国立公文書館所蔵)・『御奏者番心得』(福山市教育委員会所蔵東京阿部家文書)・『寧原部区』(福山市教育委員会所蔵東京阿部家文書)・『奏者番留書』(東京大学史料編纂所蔵)・『九冊物并直書廻草留』(国文学研究資料館所蔵日三井文庫)から作成。なお、『詞曹雜識』第四には「当番動方心得」がないが、これらの諸本には該当する冊子の巻頭に記入されている。

【表4】『九冊物』諸本における系図の最終就任者

No.	表題	現在の所蔵	旧蔵	系図の最終就任者	帙	冊数	題簽
A	御奏者番心得（御奏者番心得九冊物 阿部主計頭）	福山市教育委員会所蔵 東京阿部家文書	阿部家	天明元年4月21日就任、松平乗完・稲葉正誠・阿部正敏・牧野忠精	あり	9	なし
B	寧原部区	福山市教育委員会所蔵 東京阿部家文書	塩田 屯	天保5年4月28日就任の牧野忠雅・松平忠優・堀田正衡	あり	9	なし
C	奏者番留書	東京大学史料編纂所	米倉家	寛政11年10月4日就任、内藤信敦・朽木倫綱	なし	9	あり
D	九冊物并直書廻章留	国立国文学研究資料館三井文庫旧蔵資料	不明	安永8年8月12日就任、土井利和・水野忠鼎・青山幸完	あり	9+1	あり

【註】それぞれの史料を基に作成。

六年以降も増補したことが分かる⁽⁴¹⁾。またCは、安政期の米倉昌寿旧蔵本⁽⁴²⁾だけれども、寛政一一年一〇月四日の就任者を最後にしている。これは、元になった写本が寛政期までしか載せていなかったためと思われる。以上から、系図の最終就任者から、成立時期や利用時期を想定することはできない。

最後に、諸本から、古い段階に写された本を推定したい。Dは、先例の最終年代も、系図の最終就任者も古い。しかし、Dに付随する『直書廻章留』は、享和から文政までの廻状が記されている。それゆえ、近世後期に作成された可能性も考えられる。以上から、系図の最終就任者は増補されたり、写した時点より古い場合もあるので、写本作成年代を推定する際の指標にはならない。現時点では、【表三】で示した『御奏者番心得（A）』こそ、伝来が明確であり、『祠曹雑識』の『例格』と一致した古い写本といえる。次項以降、『御奏者番心得（A）』を用いて分析したい。

2 『九冊物』における先例とその年代

『九冊物』を分析するにあたり、この『御奏者番心得(A)』を用いて、各巻における先例の年代を明らかにしたい。

なお、『御奏者番心得』の検討にあたって、つぎの方針で分析した。まず、一巻の「御奏者番系図」は就任者のみを収録し、勤務に関する先例は皆無であるため、対象外とした。つぎに、多くの先例が、年月日が明らかであるため、明確な年月日のみを先例として採用した。

まず、『御奏者番心得』における最古の先例を検討したい。『御奏者番心得』によれば、最古の先例は「元和二戊年」(一六一七)にあつたとする。これは四巻の「披露仕儀并心得」にある。ここでは、御三家使者・紫衣之僧・僧正に対する披露については、老中下座で奏者番が行うことを規定している。しかし、「神社披露之部」(四巻)にも、「天和二戊年」(一六八二)の先例として同じ内容が載せられている。⁽⁴³⁾そのため、「元和」は誤記であり、「天和」だと考えられる。

さて、改めて、最古の先例を調べてみると、延宝二年(一六七四)四月一六日の例である。それは、七巻の「被下物之節居所之部」にあり、宝永元年(一七〇四)八月三日の先例に付いている。その記事によると、当時は御

三家使者のほか、躑躅之間における大名家臣の拝領はなかった。しかし、高松藩の谷蔵人は、藩主就任直後の御暇儀礼の際に、躑躅之間で奉書・拝領物を受け取る先例があると主張した。そのため、奏者番が「御右筆部屋日記」を調べたところ、延宝二年四月一六日の例を発見し記入したとある。⁽⁴⁴⁾奏者番が「御右筆部屋日記」を閲覧できたことも重要である。しかし、それよりも重要なのは、宝永元年の奏者番が、奏者番の記録ではなく外部の記録から、家綱時代の先例を確認した点である。家綱が將軍であつた時期に、奏者番は独自の記録を作成していなかったと考えられる。

これを裏付けるように、『御奏者番心得』の先例は、天和元年(一六八一)から途絶えることなく、安永四年(一七七五)まで続いて存在している。【表五】は、一年あたりの先例数を示した表である。一年あたりの平均は、三・二・四例である。先例自体は、天和貞享期からその存在を確認できるが、平均値を超え始めた時期は宝永正徳期である。享保改革期の先例は少なく、時折平均値を超える程度であつた。通年で平均値を超えるようになるのは、宝暦三年(一七五三)から安永二年の二〇年間である。

1734年	享保19年	0	3	0	2	1	1	0	0	0	7
1735年	享保20年	0	2	0	5	2	0	4	3	4	20
1736年	元文元年	0	4	3	3	8	1	2	0	2	23
1737年	元文2年	0	6	3	5	4	2	2	3	4	29
1738年	元文3年	0	5	2	5	3	1	2	4	1	23
1739年	元文4年	0	8	3	2	3	0	3	0	1	20
1740年	元文5年	0	1	2	4	2	1	5	3	2	20
1741年	寛保元年	0	16	7	3	2	3	6	1	0	38
1742年	寛保2年	0	2	6	2	1	2	4	2	4	23
1743年	寛保3年	1	9	6	3	1	0	2	4	2	28
1744年	延享元年	0	3	4	4	1	0	2	2	4	20
1745年	延享2年	0	4	5	3	2	0	7	1	3	25
1746年	延享3年	0	6	0	9	3	1	2	0	1	22
1747年	延享4年	0	4	4	1	4	1	3	1	2	20
1748年	寛延元年	0	3	0	7	0	1	5	1	0	17
1749年	寛延2年	1	3	13	17	3	1	3	1	1	43
1750年	寛延3年	0	2	9	8	0	5	4	0	1	29
1751年	宝暦元年	0	2	9	3	2	3	3	1	4	27
1752年	宝暦2年	6	0	2	7	3	2	0	0	1	21
1753年	宝暦3年	6	7	6	4	2	4	5	3	3	40
1754年	宝暦4年	15	9	8	6	3	4	5	5	1	56
1755年	宝暦5年	18	5	1	6	4	6	0	1	0	41
1756年	宝暦6年	5	5	1	3	1	5	2	2	2	26
1757年	宝暦7年	13	8	2	8	1	5	5	5	1	48
1758年	宝暦8年	9	3	3	9	5	4	3	6	0	42
1759年	宝暦9年	10	2	2	3	4	4	2	4	1	32
1760年	宝暦10年	37	15	5	7	2	3	14	4	3	90
1761年	宝暦11年	32	10	1	5	0	5	9	10	2	74
1762年	宝暦12年	32	9	6	1	1	7	8	8	0	72
1763年	宝暦13年	31	10	6	11	1	6	20	4	5	94
1764年	明和元年	27	11	23	10	5	13	10	19	9	127
1765年	明和2年	24	17	35	12	6	10	25	14	7	150
1766年	明和3年	25	42	36	15	11	8	16	9	14	176
1767年	明和4年	17	24	49	19	7	7	9	9	5	146
1768年	明和5年	16	22	19	11	13	9	6	11	12	119
1769年	明和6年	9	29	21	7	8	16	3	15	9	117
1770年	明和7年	20	8	16	2	9	6	7	8	7	83
1771年	明和8年	13	27	4	4	1	4	3	12	0	68
1772年	安永元年	7	9	2	3	0	11	3	16	16	67
1773年	安永2年	9	2	0	1	0	1	8	12	12	45
1774年	安永3年	4	2	3	0	0	1	1	3	1	15
1775年	安永4年	12	10	2	0	0	0	0	0	1	25
1776年	安永5年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		399	493	383	445	215	265	336	354	191	3081

【注】『御奏者番心得』（福山市教育委員会蔵）において、年月日が判明している先例から作成。延宝二年の先例や月日不明は対象外にしている。

【表5】『御奏者番心得』における先例数と年代

西暦	和暦	1巻	2巻	3巻	4巻	5巻	6巻	7巻	8巻	9巻	合計
1680年	延宝8年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1681年	天和元年	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
1682年	天和2年	0	1	0	2	0	0	0	0	0	3
1683年	天和3年	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
1684年	貞享元年	0	0	0	1	2	0	8	1	0	12
1685年	貞享2年	0	1	2	3	3	0	0	1	2	12
1686年	貞享3年	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
1687年	貞享4年	0	1	0	1	0	0	0	3	0	5
1688年	元禄元年	0	1	0	2	1	0	1	0	0	5
1689年	元禄2年	0	1	0	1	1	0	0	1	0	4
1690年	元禄3年	0	1	0	10	0	0	0	0	0	11
1691年	元禄4年	0	3	1	4	1	6	0	7	0	22
1692年	元禄5年	0	0	0	5	0	0	0	1	0	6
1693年	元禄6年	0	0	0	1	0	0	0	3	0	4
1694年	元禄7年	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2
1695年	元禄8年	0	0	0	2	3	0	0	1	0	6
1696年	元禄9年	0	1	1	4	2	0	0	5	0	13
1697年	元禄10年	0	2	0	1	0	1	0	6	0	10
1698年	元禄11年	0	2	0	3	2	1	0	7	0	15
1699年	元禄12年	0	2	0	4	0	2	0	2	0	10
1700年	元禄13年	0	0	0	3	4	5	0	3	0	15
1701年	元禄14年	0	0	0	2	0	3	1	6	0	12
1702年	元禄15年	0	0	1	24	1	1	0	4	0	31
1703年	元禄16年	0	1	2	0	1	6	0	9	0	19
1704年	宝永元年	0	4	0	0	2	3	1	9	1	20
1705年	宝永2年	0	3	0	1	0	6	0	4	3	17
1706年	宝永3年	0	3	2	0	3	2	0	4	0	14
1707年	宝永4年	0	2	2	2	1	3	1	4	0	15
1708年	宝永5年	0	4	1	2	2	2	5	15	1	32
1709年	宝永6年	0	22	1	0	1	10	4	3	0	41
1710年	宝永7年	0	2	1	6	3	5	5	7	1	30
1711年	正徳元年	0	0	2	2	0	2	3	4	1	14
1712年	正徳2年	0	6	2	6	6	6	15	7	1	49
1713年	正徳3年	0	17	0	11	4	5	13	3	0	53
1714年	正徳4年	0	2	0	15	2	2	2	2	1	26
1715年	正徳5年	0	2	0	1	10	7	4	2	0	26
1716年	享保元年	0	8	5	7	6	0	11	3	0	40
1717年	享保2年	0	3	7	10	2	2	1	0	4	29
1718年	享保3年	0	1	1	10	1	1	4	1	1	20
1719年	享保4年	0	3	3	6	0	8	3	6	0	29
1720年	享保5年	0	0	1	3	2	1	3	0	1	11
1721年	享保6年	0	4	3	7	0	4	2	2	2	24
1722年	享保7年	0	1	5	3	4	0	7	0	2	22
1723年	享保8年	0	5	4	3	1	0	1	2	1	17
1724年	享保9年	0	2	1	3	1	0	6	0	3	16
1725年	享保10年	0	3	1	5	1	1	2	1	4	18
1726年	享保11年	0	0	0	2	1	0	4	2	2	11
1727年	享保12年	0	2	0	5	1	2	1	1	3	15
1728年	享保13年	0	1	0	1	2	2	2	3	1	12
1729年	享保14年	0	1	0	1	1	1	0	0	3	7
1730年	享保15年	0	0	1	4	4	1	2	1	4	17
1731年	享保16年	0	1	1	7	1	0	0	1	1	12
1732年	享保17年	0	1	3	5	0	0	0	0	0	9
1733年	享保18年	0	4	0	1	1	0	1	0	0	7

5-6	御能之部	9
5-7	参勤之部	3
5-8	御暇之部	10
5-9	参勤御暇其外不時御礼有之節之部	13
5-10	元服之部	78
5-11	献上物之部	10
6-1	御老中所司代御城代使者之部	33
6-2	家督継目新知御礼以使者申上候部	15
6-3	婚姻御礼以使者申上候部	27
6-4	隠居之御礼以使者申上候部	20
6-5	遺物以使者差上候部	12
6-6	以使者献上物之部	101
6-7	一紙目録之部	42
6-8	半切之部	15
7-1	御内書之部	19
7-2	拝領物之部	41
7-3	御老中被仰渡候節居所之部	12
7-4	被下物之節居所部	7
7-5	御鷹之鳥拝領之部	40
7-6	惣出仕取合之部	142
7-7	席障	75
8-1	御老中御逢候使者之部	52
8-2	御老中使者御逢候時居所之部	0
8-3	当番謁使者之部	47
8-4	年始御祝儀以使者申上候部	15
8-5	年始端午七夕八朔重陽歳暮御祝儀差合延引以使者申上候部	77
8-6	御不予御快然之御祝儀献上物之部	8
8-7	口切御茶以使者差上候部	11
8-8	参勤之御礼病氣付以使者申上候事	37
8-9	在着御礼以使者申上候部	107
9-1	上野増上寺其外 御城外御規式御成之部	28
9-2	西丸 御成	8
9-3	御鷹野 御成之部	34
9-4	御名代之部	20
9-5	上使之部	78
9-6	参勤御暇 上使勤方之部	3
9-7	病氣 御尋御弔 上使勤方之部	3
9-8	相伴之部	17
合計	一	3081

【註】『御奏者番心得』（福山市教育委員会所蔵）において、年月日が判明している先例から作成。延宝二年の先例や月日不明は対象外にしている。

特に、明和元年（一七六四）から明和六年までは、一年で一〇〇点も先例がある。『奏者番勤方并心得』の作成時期が、明和・安永期にあるといわれた所以でもあろう。さて、再び先例の数に注目していきたい。項目ごとの先例を示した表が【表六】である。『御奏者番心得』全八二項目のうち、「申合之部」（二〇一例）・「相伴之順」（一八九例）・「披露仕様并心得」（一八〇例）・「御三家陪臣披

露」（一五二例）・「当番勤方心得」（一四三例）・「総出仕取合之部」（二四二例）の順で多い。各項目の平均先例数は、三七・五七例であるため、一巻に収録された「申合之部」や「相伴之部」は五倍以上の数値を持っている。また、「在着御礼以使者申上候部」や「以使者献上物之部」といった使者に関する勤務に関しても多い。冊子ごとの先例数は、二巻（四九三例）・四巻（四四五例）・一巻（三

【表6】『御奏者番心得』における項目ごとの先例数

番号	綱目	先例数
1-2	申合之部	201
1-3	相伴之順	198
2-1	御三家之部	76
2-2	御三家使者並家臣之部	95
2-3	松平加賀守之部	44
2-4	喜連川之部	19
2-5	松前之部	13
2-6	吉川左京之部	27
2-7	山村甚兵衛千村平右衛門之部	8
2-8	米良主膳部	8
2-9	加藤図書助部	5
2-10	長岡帯刀之部	6
2-11	本多内蔵助部	14
2-12	御門跡方部	44
2-13	両本願寺部	42
2-14	増上寺部	51
2-15	寺社之部	41
3-1	当番勤方並心得	143
3-2	御番之事	16
3-3	助番之部	34
3-4	当番無構之部	23
3-5	御番割之部	27
3-6	病氣之節御番取扱部	5
3-7	出仕心得並御機嫌窺	17
3-8	出仕断之部	3
3-9	新役心得	18
3-10	火事之部	12
3-11	雷地震之節心得之部	13
3-12	差扣之部	15
3-13	雑之部	57
4-1	披露致候席之覚	0
4-2	御太刀目録並進物置所之部	29
4-3	披露仕様並心得	180
4-4	御太刀披露之部	4
4-5	長袴披露之部	3
4-6	半袴披露之部	1
4-7	披露割之部並手札心得	29
4-8	御三家陪臣（鳴瀬・石河・渡辺・水野・中山・志水・山野辺）披露	152
4-9	寺社披露之部	47
5-1	正月元日ヨリ二月朔日迄之部 附四月之事	12
5-2	上巳端午七夕八朔重陽歳暮勤方之部	14
5-3	月次御礼日当番勤方之部	29
5-4	御表 出御無之御老中御逢之部	26
5-5	公家衆参向之部	11

九九例）・三卷（三八三例）の順に多い。

3 『九冊物』の典拠と引用部分

『御奏者番心得』は、どの文書を用いて編纂されたのか。先行研究によれば、複数の奏者番日記とあるといわれて

いる⁽⁴⁵⁾。近年、新たな史料『幕府日記』が発見された⁽⁴⁶⁾。この『幕府日記』は奏者番一同で作成され、享保一八年七月から元文三年一月までが断片的に残されている。そこで、『幕府日記』と『御奏者番心得』を比較してみた。

比較したところ、『幕府日記』の文章をそのまま抜粋し

た先例がある。具体的には、「松平加賀守之部」の元文二年七月一八日条、「兩本願寺之部」の元文二年六月一四日条と元文二年一〇月一日条、「病氣之節取扱部」の元文二年七月一日条、「相伴之部」の元文二年八月二一日条の六例である。これらは年月日と当番名が記され、各項目の先例として重要箇所を欠くことなく抜粹している。

また、『幕府日記』の文章をもとにして、一部変更して抜粹したものもある。その部分的な抜粹は、「御老中所司代御城代使者之部」の享保一九年八月四日条、「寺社之部」の享保一九年一月二四日条、「増上寺之部」の元文二年七月一七日条、「半切之部」の元文二年一月四日条、「在着御礼病氣付以使者申上候事」の元文二年四月一三日条の五例ある⁽⁴⁷⁾。

つぎの史料は、一部の変更がある例として、享保一九年八月四日条の『幕府日記』と「御老中所司代御城代使者之部」を挙げる。なお、傍線は筆者が付けた。

【史料三】『幕府日記』⁽⁴⁸⁾ 享保一九年八月四日条

八月四日

当番

戸田越前守「忠余」
土岐丹後守「京都所司代・頼稔」京着二付、為御礼二種一荷以使者差上之、於檜之間左近將監「老中・乗邑」御逢候、

【史料四】「御老中所司代御城代使者之部」⁽⁴⁹⁾ 享保一九年八月四日条

当番

享保十九寅年八月四日 戸田越前守「忠余」
一「土岐丹後守」「京都所司代・頼稔」京着、為御礼二種一荷以使者差上之、於檜之間左近將監「老中・乗邑」御逢候、

これは、京都所司代に就任した土岐頼稔が京都への赴任に際し、使者を介した贈答儀礼を行った先例である。双方の文面を照合すると、一つ書きの有無や「につき」の語（「就」・「二付」）が異なるものの、文面が一致している。年月日の下に、当番と当番名を明記している点にも注目したい。こうした表記をした先例は非常に多く、天和期から確認できる⁽⁵⁰⁾。この点から、『御奏者番心得』

は『幕府日記』を多数引用して編纂されたと考えられる。

もちろん、『御奏者番心得』は、『幕府日記』だけを引用したのではない。『幕府日記』は、江戸城本丸での儀礼を中心に収録したため、西丸用の日記も存在していた可能性もある⁽⁵¹⁾。ついで、一卷収録の「申合之部」は他の項目とは異なり、多くの文書を収録している。そこには、廻状・書状・付札といった様々な文書を写している。

廻状は、「廻状之内」⁽⁵²⁾や「廻状追而」⁽⁵³⁾(単に「追而」とも)と表記され、その先例が『廻状留』の廻状と一致している。

つぎに、書付は、「朽木土佐殿 来申合書付手紙」⁽⁵⁴⁾というように、典拠を明らかにしている。こうした奏者番自身の手紙だけでなく、藩臣の押合が出した書状も収録された⁽⁵⁵⁾。

そして、伺書と付札も確認できる⁽⁵⁶⁾。それは、「申合之部」の宝暦一〇年五月二日付の朽木玄綱廻状にあり、奏者番が提出した伺書に老中の「御付札」が貼られている。つまり、伺書と付札という文書を用いた上申下達方法は、政治的な政務処理だけでなく儀礼面でも用いられていた。こうした伺書の写は、大名家文書のなかにも現存してい

る⁽⁵⁷⁾。

なお、『御奏者番心得』は文章のみの文書だけでなく、江戸城内の席図も収録している。それは、実際の儀礼で、どう行動をすべきかを図示している⁽⁵⁸⁾。

最後に、『御奏者番心得』は、個人の留書からも引用している。これは、年月日の記載の前に「永井伊賀守留」と注記されている点から分かる。管見の限り、永井直陳・戸田忠余・井上正敦・朽木玄綱・池田政倫の名前が確認できる⁽⁵⁹⁾。ただし、『九冊物』全体からみれば、こうした個人作成の文書はごく一部の事例である。そのため、江戸城という場において奏者番が共同で作成した文書を中心として、『御奏者番心得』が編纂されたと考えられる。

また、ここで注意したいことは彼らの名前を根拠に、彼らの日記が存在したとはいえない点である。たとえば、永井直陳の留書は、元文三年の四月一五日の先例を取りあげている。しかし、本人は翌年九月に就任したため、これは彼の日記とは考えられない。この留書は、彼が勤務の必要に応じて作成した記録と考えられる。また、「相伴之部」には、「右旧格之由池田丹波守留書二有之候、高木主水正も有之通被申候由、松平備前守被申候」とあり、

高木正陳による留書の存在も窺うことができる。そのため、元禄期に奏者番個人が文書を作成し始めたと考えられる。

三『九冊物』からみた近世中期の奏者番

1 近世前中期における元日儀礼と奏者番

『九冊物』の先例は、天和期から収録していた。しかし、それぞれの項目には、冒頭に基本事項がある。この部分に関しては、特に年代表記がない。それゆえ、どの時期の先例を採用したのかは不明瞭な状態にある。この問題に対して、元日儀礼を事例に検討したい。元日儀礼の一つには、草創期の徳川家に由来する特別な由緒がある。それによれば、かつての松平家が、三河へ向かう道中で兎の吸物を食したという⁽⁶⁰⁾。この吸物は^{うさぎのあじも}兎糞^{うさぎのうんち}といい、近世でも、徳川將軍家で食されている。

まず、『九冊物』の元日儀礼は、つぎのように記されている。

【史料五】「從正月元日二月朔日迄之部 附四月之事」⁽⁶¹⁾

元日

一辰刻、御黒書院江出御御上段二御着座、甲府殿御礼有之、御太刀目録月番老中披露之、御左之方御着座奏者番引之、三献之御祝如例頂戴之、右畢て御白書院江出御上段御着座御三家之御方御太刀目録月番老中披露之、御左之方二段之御着座、御奏者番引之、

『九冊物』の元日儀礼によると、まず、將軍が黒書院で「甲府殿御礼」がある。そこで、月番老中が太刀目録を披露する。奏者番が目録を回収する。その後、三献と呉服拝領が行われる。つぎに、白書院で同じように「御三家之御方御礼」が行われたとある。

従来では、元日儀礼において、將軍は御座之間で家族に対面し、白書院で御三家などに対面し、大広間で五位以下の大名に謁見したといわれている⁽⁶²⁾。ただし、これは享保期以降の事例に基づく。それゆえ、『九冊物』の元日儀礼は、享保期以前の先例を提示しているのであろう。

そこで、一七世紀後半における元日儀礼を検討する必

要があるだろう。明暦期の「江戸幕府日記」をひもとくと、將軍家綱は、御座之間から出て、表の黒書院・白書院・大広間のそれぞれで対面式を行っている。ここで、黒書院での対面式に注目したい。將軍は、徳川綱重と徳川綱吉に対面し、太刀目録の披露が行われている。彼らは、將軍の兄弟であり、「両典厩」と呼ばれ、息子のない將軍の跡を継ぐ立場にあった。それゆえ、御三家の白書院よりも、格上の黒書院で対面したと考えられる。

つぎの史料は、両典厩の対面式である。

【史料六】「江戸幕府日記」明暦二年正月元日条⁽⁶³⁾

明暦二丙申年

正月

朔日 晴

一巳刻御黒書院 出御 緋御
直衣

御太刀 品川内膳正

御刀 牧野長門守

左馬頭殿〔綱重〕 右馬頭殿〔綱吉〕 御勝手出座、

御太刀目録酒井雅楽頭〔忠清〕披露之、御座之

御左之方下段二着座、太刀目録同人引之、

御盃 御吸物 御捨土器

両中将殿〔綱重・綱吉〕江も御吸物御捨土器出之、御前江被 召上之、御加有之て其盃三方二戴之、御上段際二疊目御酌扣有之時左馬頭殿出座有之て頂戴之加有之、其盃御次之間江被持退之時、雅楽頭取之御三方二載之御酌二渡之、御前江被 召上之時、呉服台二載之御小姓衆持出之、重て左馬頭殿出座頂戴之復座之時御加有之、其盃右馬殿頂戴次第同上其盃 御前江被 召上之、御加有之御納メ、

御銚子入御吸物等引之、

両典厩吸物引之、 右事終て 両殿退去、

まず、將軍・綱重・綱吉の順で入室し、酒井忠清が太刀目録を披露し引き取る。つぎに、將軍・綱重・綱吉に吸物・捨土器^{すてかわらけ}が出される。將軍が盃で酒を飲み、綱重・綱吉にも振る舞う。忠清はその盃を載せた三方を取りついでいる。綱重・綱吉が吸物を食した後、退室するといったものである。

この対面式は、承応元年（一六五二）から始まっている

る。この年は、綱重・綱吉が將軍家光から一五万石ずつを拝領し、將軍家光が亡くなり、兄家綱の將軍宣下が行われた慶安四年（一六五一）の翌年に当たる。將軍就任時の家綱に嫡子もないので、その後継者は綱重・綱吉になる。それゆえ、新將軍の弟たちへの対面は、御座之間と白書院の間にある黒書院で行われたのであろう。

【表七】は「江戸幕府日記」などを基にして、この対面式における披露役・引太刀役・拝謁者・場所をまとめたものである。この表を用いて、一七世紀後半における元日儀礼を検討したい。

まず、黒書院の対面式は、綱吉政権期まで続けて行われたことが分かる。拝謁者に注目すると、先の綱重・綱吉に毎年対面していた。延宝四年（一六七六）に甲府藩主徳川綱重は死去したため、延宝六年から拝謁者が綱豊（のち家宣）に代わった。將軍の代替わりが行われた延宝八年以降、將軍綱吉は甥の綱豊のみに対面した。場所に関しては、ほぼ江戸城本丸御殿の黒書院で行われていた。その例外は万治二年（一六五九）である。それは、前年（一六五八）の明暦大火によって、本丸御殿が炎上したためと考えられる。

つぎに、披露役に注目すると、承応元年に老中松平乗寿が、承応二年以降には酒井忠清が勤めている。『公儀日記』によると、承応元年も忠清は本来勤める予定であったものの、伯父の松平定綱の死去により、松平乗寿が代役をしたという経緯がある⁽⁶⁴⁾。これは、忠清が老中に就任する前年のことであつた⁽⁶⁵⁾。

ところで、近年の研究は、近世前期の殿中儀礼において、酒井家（忠世・忠行・忠勝・忠清）が披露役を勤めたことを解明している。彼らは、「奏者」あるいは「奏者番頭」と呼ばれ、通常の奏者番を指揮する立場にあつた⁽⁶⁶⁾。

これは、酒井家が徳川家に代々仕えてきた譜代の名門であつたためであり、「晴儀」・「奉者」・「年男」といった儀礼を勤める特権を持っていた。そのため、酒井家が奏者番を主導し、幕府儀礼の頂点にあつたと言われている⁽⁶⁷⁾。

このうち、「晴儀」とは、御三家・家門を初め、四位以上の諸大名が將軍に謁する時の披露役のことである。年始・五節句儀礼では、太刀目録・進物の献上を披露し、返盃を取りついで酌人へ渡す酒宴の儀式などを勤めるとある⁽⁶⁸⁾。まさに【史料六】で、酒井忠清が「晴儀」を勤めていたのである。

【表7】17世紀後半正月元日における両典廐の対面式

和暦	西暦	披露役	引太刀役	拝謁者	場所	月番老中	出典
承応元年	1652	松平乗寿※	—	徳川綱重・徳川綱吉	本丸黒書院	—	A 2・B・C
承応2年	1653	酒井忠清	—	徳川綱重・徳川綱吉	本丸黒書院	—	A 1・A 2・B・C
承応3年	1654	酒井忠清	—	徳川綱重・徳川綱吉	本丸黒書院	—	A 2・A 4・C
明暦元年	1655	—	—	徳川綱重・徳川綱吉	本丸黒書院	—	A 2・A 3・A 4・D 2
明暦2年	1656	酒井忠清	酒井忠清	徳川綱重・徳川綱吉	本丸黒書院	—	A 2・A 3・A 4・D 2
明暦3年	1657	酒井忠清	奏者番	徳川綱重・徳川綱吉	本丸黒書院	—	A 2・A 3・D 2
万治元年	1658	酒井忠清	奏者番	徳川綱重・徳川綱吉	本丸黒書院	—	A 2・A 3・D 2
万治2年	1659	酒井忠清	—	徳川綱重・徳川綱吉	西丸御座之間	—	A 1・A 2・A 3
万治3年	1660	酒井忠清	—	徳川綱重・徳川綱吉	本丸黒書院	—	A 1・A 3・D 1
寛文元年	1661	酒井忠清	酒井忠清	徳川綱重・徳川綱吉	本丸黒書院	—	A 3・D 2
寛文2年	1662	酒井忠清	—	徳川綱吉	本丸黒書院	—	A 3・C・D 2
寛文3年	1663	酒井忠清	—	徳川綱重・徳川綱吉	本丸黒書院	—	A 3・C・D 1・D 2
寛文4年	1664	酒井忠清	—	徳川綱重・徳川綱吉	本丸黒書院	—	A 3・C・D 1・D 2
寛文5年	1665	酒井忠清	—	徳川綱重・徳川綱吉	本丸黒書院	—	A 3・C・D 1・D 2
寛文6年	1666	酒井忠明	酒井忠明	徳川綱重・徳川綱吉	本丸黒書院	—	A 3・D 2
寛文7年	1667	酒井忠明	酒井忠明	徳川綱重・徳川綱吉	本丸黒書院	—	A 3・D 2
寛文8年	1668	酒井忠明	—	徳川綱重・徳川綱吉	本丸黒書院	—	A 3・D 2
寛文9年	1669	酒井忠明	—	徳川綱重・徳川綱吉	本丸黒書院	—	A 3・D 2
寛文10年	1670	酒井忠明	—	徳川綱重・徳川綱吉	本丸黒書院	—	A 3・D 2
寛文11年	1671	—	—	徳川綱重・徳川綱吉	本丸黒書院	—	A 3・D 2
寛文12年	1672	酒井忠明	—	徳川綱重・徳川綱吉	本丸黒書院	—	A 3・D 2
延宝元年	1673	酒井忠明	—	徳川綱重・徳川綱吉	本丸黒書院	—	A 3・D 2
延宝2年	1674	酒井忠明	—	徳川綱重・徳川綱吉	本丸黒書院	—	A 3・D 2
延宝3年	1675	酒井忠明	—	徳川綱重・徳川綱吉	本丸黒書院	—	A 3・D 2
延宝4年	1676	酒井忠明	酒井忠明	徳川綱重・徳川綱吉	本丸黒書院	—	A 1・A 3・D 2
延宝5年	1677	酒井忠明	—	徳川綱吉	本丸黒書院	—	A 3・D 2
延宝6年	1678	酒井忠明	—	徳川綱豊・徳川綱吉	本丸黒書院	—	A 3・D 2
延宝7年	1679	酒井忠明	—	徳川綱豊・徳川綱吉	本丸黒書院	—	A 3・D 2
延宝8年	1680	酒井忠明	—	徳川綱豊・徳川綱吉	本丸黒書院	土井利房	A 1・A 3・D 2
天和元年	1681	酒井忠明	—	徳川綱豊	本丸黒書院	板倉重矩	A 3・D 2
天和2年	1682	堀田正俊	奏者番	徳川綱豊	本丸黒書院	阿部正武	A 3・D 2
天和3年	1683	堀田正俊	—	徳川綱豊	本丸黒書院	戸田忠昌	A 3・A 4・D 2
貞享元年	1684	大久保忠朝	奏者番	徳川綱豊	本丸黒書院	大久保忠朝	A 3・D 2
貞享2年	1685	大久保忠朝	奏者番	徳川綱豊	本丸黒書院	大久保忠朝	A 3・D 2
貞享3年	1686	戸田忠昌	奏者番	徳川綱豊	本丸黒書院	戸田忠昌	A 3・A 4・D 2
貞享4年	1687	戸田忠昌	奏者番	徳川綱豊	本丸黒書院	戸田忠昌	A 3・A 4・D 2
元禄元年	1688	戸田忠昌	奏者番	徳川綱豊	本丸黒書院	戸田忠昌	A 3・D 2
元禄2年	1689	戸田忠昌	奏者番	徳川綱豊	本丸黒書院	戸田忠昌	A 3・D 2

【注】備考の史料から筆者作成。月番老中は『江戸幕府諸役人御用番名鑑』（終書房）を参考。出典は以下の通りである。A 1は姫路城郭研究室蔵「江戸幕府日記」（東京大学史料編纂所蔵マイクロフィルムを利用）、A 2は島原松平文庫所蔵「江戸幕府日記」（東京大学史料編纂所蔵写真版を利用）、A 3は東京国立博物館所蔵「江戸幕府日記（一橋徳川家本）」（と10、所蔵館では「御日記」）、A 4は国立公文書館所蔵「江戸幕府日記」（承応：163-0207、天和：257-0004、貞享：257-0006）、Bは「吉良家日記」（原本は宮内庁図書寮文庫所蔵207-340、吉良町史別冊資料『吉良家日記』を利用）、Cは国立公文書館所蔵「公儀日記」（請求番号163-197）、D 1は国立公文書館所蔵「柳宮日記」（請求番号）、D 2は国立国会図書館所蔵「年録（柳宮日記）」（請求番号833-1）。

その後、忠清は寛文五年（一六六五）まで元日の「晴儀」を勤めた。同年三月二十九日に忠清は、いわゆる「大老」に就任した。翌年からは、忠清の子である忠明が披露役を担うようになる。これは、「大老」就任を見越して、引き継がれたと考えられる。『重朗日記拔萃』によると、寛文四年九月一日、將軍家綱は忠清に「晴儀ノ諸役」や「侍従以上ノ奏者等」を忠明に勤めさせるように命じたとある⁽⁶⁹⁾。しかし、その翌年の「晴儀」は忠清が勤めている。おそらく「晴儀」継承のためと思われる。その後の寛文一二年には「節分ノ御儀式」を初めて勤めたという記事もある⁽⁷⁰⁾。寛文四年から一二年という長い期間で、酒井家の儀礼勤務は、受け継がれたのであろう。

つぎの転機は、天和元年（一六八一）にある。この年まで、忠明は幕府役職に就くことなく、披露役を続けている。この年は、新將軍綱吉が就任した翌年であり、六月にはその綱吉から忠明は逼塞を命じられた。天和二年・同三年には、忠明に代わって、堀田正俊が披露役を勤めるようになった。しかし、貞享元年（一六八四）八月に、その正俊は稲葉正休によつて刺殺された。そのため、貞享二年以降、大久保忠朝や戸田忠昌といった月番老中

が勤めるようになった。つまり、「晴儀」は、月番老中へと受け継がれたのである。

そして、引太刀役に注目したい。引太刀役は大名などが献上した太刀や目録を回収する役目である。延宝期以前は酒井忠明が勤め、披露役と兼役であった。天和期以降になると、奏者番の勤めになった。

こうした変化は、綱吉の將軍就任と深く関わっている。延宝八年一月に、綱吉の嫡子徳松に対する儀礼が決まったことや、同月二十七日に、徳松が若君を称して西丸に移徙したと関係するだろう⁽⁷¹⁾。また、同年一月二十八日、綱吉は「一、紀伊殿水戸殿甲府殿元日西丸江出仕、尾張中納言殿名代之使者同断、何も太刀目録奏者番請取之事⁽⁷²⁾」と命じた。ここで、綱吉は御三家と同列に扱われている。綱吉が將軍に就任した時点で、次期將軍の地位は徳松にあった。それゆえ、甲府徳川家に対する引太刀役の身分は、御三家と同等の奏者番になったと考えられる⁽⁷³⁾。

改めて、『史料五』を検討してみると、元日に黒書院で「甲府殿」と対面した際の儀礼を挙げている。館林殿が存在しないため、「甲府殿」とは徳川綱吉のことであろう。

また、老中が披露し、奏者番は目録を回収している。これらの点から、綱吉期の先例を述べているといつて差支えない。

以上、元日儀礼を検討したところ、以下の点が明らかになった。

まず、『九冊物』の元日儀礼は、綱吉期の先例を採用している。従来の研究では、基本事項が明和安永期の基準が示されているといわれている⁽⁷⁴⁾。しかし、元日儀礼の基本事項を見ると、必ずしもそうとはいえない部分がある。ただし、綱吉期の先例がどれだけ存在するかという課題も残されている。そのため、ここでは『御奏者番心得』は、近世中期の概要を提示したのちに、家治期までの先例を提示した編纂物であると考えたい。

つぎに、元日儀礼の「晴儀」は、寛文六年に酒井忠清から忠明へ、天和二年に忠明から堀田正俊へ、貞享元年に正俊から月番老中たちへと引き継がれた。こうした役務の転換は、家綱政権が支配機構を確立した時期や、綱吉政権が天和の治と呼ばれた施政を行い始めた時期と重なる。

そして、綱吉期になると、奏者番が引太刀役を勤める

ようになった。これは、将軍の後継者から徳川綱豊が外れたためであろう。その後、綱豊の対面式が再び変化するののは、宝永二年（一七〇五）であり、御座之間で行われた⁽⁷⁵⁾。その前年には、綱吉の養子として西丸入り、家宣と改名し⁽⁷⁶⁾、正式な将軍の後継者となっていた。

なお、綱吉期は、奏者番・寺社奉行から大坂城代・京都所司代を経て老中へと上昇するという、大名役の昇進過程が定着した時期でもあった⁽⁷⁷⁾。これらの影響もあり、延宝八年（一六八〇）には七人だった奏者番が、享保元年（一七一六）には一三人に増えていった⁽⁷⁸⁾。綱吉期は昇進過程だけでなく、職務内容に至るまで、奏者番と老中との関係が深まった時代であった。

2 奏者番の師弟関係と『九冊物』の編者

近世後期の奏者番は、師弟関係を通じて新人を指導していたことが明らかになっている⁽⁷⁹⁾。前述したように、『九冊物』には、「御奏者番系図」がある。ここでは、「師範松平伊賀守」というように、師弟関係を表示している。

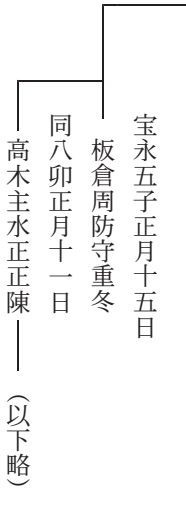
その関係を家系図のように図示した史料もあり、系図と

呼ばれた。これらの系図を用いつつ、師弟関係の開始時期を考察したい。

まず、近世中期に成立した『九冊物并直書廻章留(D)』の「御奏者番系図」によると、元禄五年（一六九二）八月一五日に就任した「田村右京大夫宗永」に、「師範永井伊賀守」と注記している⁽⁸⁰⁾すなわち、これが最古の師弟関係だという。しかし、この田村宗永自身⁽⁸¹⁾が師範にならなかった⁽⁸²⁾。そこで、秋元家所蔵の『御奏者番系』をみると、阿部正喬が奏者番系統の開祖にあたるように記している。

【史料七】『御奏者番系』⁽⁸³⁾

元禄十二卯八月廿八日 元禄十五年十二月十五
阿部飛驒守正喬 池田丹波守政倫



ここでは、元禄一五年（一七〇二）の阿部正喬（師範）と池田政倫（新役）を初の師弟関係として扱っている⁽⁸⁴⁾。池田政倫は、板倉重冬や高木正陳^{まさのぶ}を弟子にして、その系統は幕末期まで続いている。なお、師弟関係が不明瞭な奏者番もいる。そうした奏者番は、元文二年（一七三七）一月就任の戸田氏房が最後である。

これらを整理すると、初の師弟関係は元禄五年にあり、系統として続いた師弟関係は元禄一五年からであった。延享期に、氏房は奏者番を辞めたため、師弟関係は、元禄期に一部の奏者番が始め、延享期には全奏者番に広がったといえるだろう。

しかし、なぜ元禄期に師弟関係が始まったのかという問題に突き当たる。そこで、元禄期の奏者番就任状況を、同時期に作成されたと考えられる『諸役人系図』⁽⁸⁵⁾から考察したい【表八】。

ここで、注目したいのは、奏者番の前職に奥詰衆という役職があり、彼らが師弟関係に関わっている点である。奥詰衆は徳川綱吉が設置した役職である。綱吉は、それまでの將軍とは異なり、外様大名や分家大名を新たに役人に任命した⁽⁸⁶⁾。こうした新たな役職は、ほかに側用人

【表8】元禄期における奏者番就任者一覧

No.	就任者	就任年月日	離任年月日	前職	後職	師範	寺社奉行
1	三浦孝岐守明敏	元禄2年5月2日	(享保8年10月11日)	若年寄	-	-	-
2	加藤佐渡守明英	元禄2年8月3日	(元禄3年10月21日)	-	若年寄	-	兼
3	土岐伊予守頼隆	元禄3年12月3日	(元禄4年閏8月26日)	-	大坂城代	-	-
4	松平弾正忠正久	元禄3年12月3日	(元禄4年1月11日)	-	若年寄	-	-
5	小笠原佐渡守長重	元禄3年12月3日	(元禄7年2月19日)	-	京都所司代	-	兼
6	畠山民部大輔基玄	元禄4年2月12日	元禄4年5月28日	近習	免職	-	-
7	松浦孝岐守陳	元禄4年11月25日	(元禄7年2月19日)	奥詰衆	-	-	兼
8	田村右京大夫宗永	元禄5年8月15日	(宝永5年1月27日)	奥詰衆	-	(○)	-
9	黒田甲斐守長重	元禄5年8月15日	(宝永5年2月29日)	奥詰衆	-	-	-
10	松平美作守直高	元禄7年11月28日	元禄12年3月26日	側衆	免職	-	-
11	松平志摩守重栄	元禄7年11月28日	元禄15年閏8月19日	-	免職	-	兼
12	井上大和守正通	元禄8年12月22日	(元禄12年10月6日)	-	若年寄	-	後
13	内藤丹後守清枚	元禄8年12月22日	元禄10年8月13日	-	免職	-	-
14	松平弾正忠正久 (再)	元禄9年3月18日	(享保5年5月6日)	若年寄	-	-	-
15	三宅備前守(康雄)	元禄12年3月28日	(宝永7年9月21日)	-	-	-	-
16	阿部飛騨守(正喬)	元禄12年3月28日	(宝永元年10月29日)	-	-	-	後
17	本多弾正少弼(忠晴)	元禄15年6月10日	(正徳3年閏5月7日)	大番頭	-	-	兼
18	石川能登守栗紀	元禄15年12月15日	(享保元年12月25日)	-	-	-	-
19	池田丹後守政倫	元禄15年12月15日	(正徳3年7月23日)	奥詰衆	-	(○)	-

【註】「諸役人系図」(東京大学史料編纂所蔵 請求番号4343-5)を基に作成。「諸役人系図」に記載されてない部分は『九冊物直書廻状留』・「奏者番一覧表」(『幕府奏者番と情報管理』)などを参考にし括弧で補った。

や奥右筆があり、後世まで引き継がれたものも多い。しかし、奥詰衆は綱吉の没後に廃止された。その勤務は日番制であり、江戸城の奥に詰め、将軍に近侍したといわれている。⁸⁷⁾

さて、奥詰衆からの奏者番に就任したものは、松浦棟^{たかし}・田村宗永・黒田長重・池田政倫の四名である【表八】。

彼らは、これまで幕府役職となることがなかった外様大名や分家大名である。野口氏によれば、奥詰衆のなかには、江戸城に泊まる際に、障子を閉めなかつたり布団も引けなかつたりするものもいたという。⁸⁸⁾このような殿様育ちで、過去に幕府役職に就任したことがない大名を、新たな奏者番として個別に指導する必要があるためである。彼らの新人教育を行うために、師弟関係が成立したと考えられる。

ところで、『奏者番勤方并心得』の編者は不明瞭であった。⁸⁹⁾しかし、当番決めに関する「御番割之部」には、「宝暦十四申年二月十五日、拙者御奏者番被 仰付候処」とある。⁹⁰⁾ここで、「拙者」という一人称と、宝暦一四年(一七六四、明和元年)二月一五日という就任日が記されている。この年は、先例数が一〇〇点を超えた年でもある

ため、「拙者」は『九冊物』を編纂した人物と考えられる【表六】。

「拙者」とは誰か。宝暦一四年二月一日に就任したのは、板倉勝武と土岐定経である⁽⁹¹⁾。この二人のうち、どちらかであろう。前者の板倉勝武は、新役を指導することなく、明和五年で退職した。後者の土岐定経は、明和二年（一七六五）に寺社奉行を兼ねて、奏者番の新役三名を指導した。天明元年（一七八一）には大坂城代となった。

また、「披露割之部并手札心得」には手札表記法として、「師伝惣披露手札」・「朽木流惣披露手札」という二種類を挙げている。そのため、この九冊物の編者は、朽木流（朽木玄綱）以外の系統に属していると考えられる。板倉勝武は朽木流に属し、土岐定経は朽木以外の系統である⁽⁹²⁾。

それだけでなく、『祠曹雑識』によれば、「寺社奉行勤方」という役職文書を作成したのも後者であった⁽⁹³⁾。

これらの点から、土岐定経が『九冊物』の編者と考えられる。その後、定経の同僚や弟子が『九冊物』を継承し増補したのであろう。

おわりに

以上、近世中期の奏者番と記録作成について、『九冊物』を中心に考察してきた。以下の点が明らかになった。

まず、奏者番は天和期から記録を作り始めた。最初に、共同で『幕府日記』のような役所文書を作成した。その後、個別（家別）に『諸御礼書』や留書といった、役職文書を作るようになったと考えられる。

つぎに、明和期の奏者番土岐定経は、のちに「九冊物」と呼ばれる編纂物をまとめた。これは、九冊揃いの完本よりも、必要に応じて部分的に書き写された類本の方が多く残されている。

『九冊物』は、天和期以降の文書をもとに、編纂された。それゆえ、基本事項は、綱吉期以降の古例から成り立っている。先例は、『幕府日記』や廻状、書状、伺書といった役所文書が中心である。それだけでなく、必要に応じて、留書といった役職文書も収録している。

綱吉期は、『九冊物』の起点にあたる時代であるだけでなく、奏者番にとって大きな画期であった。この時期に、

記録作成と師弟関係が本格的に始まった。さらに、酒井家の披露役が月番老中に受け継がれた。それゆえ、奏者番の儀礼勤務が、老中でも活かされるようになった。これこそ、昇進過程の定着を下支えした一要素と考えられる。

ところで、どの『九冊物』も、明和から寛政期までしか、先例を収録していない。これは、その後の奏者番が、それ以上『九冊物』を増補しなかったことを意味している。実は、この時期から『九冊物』に代わって、新たな文書が広まっていた。それが、携帯に便利な手留である。その時、手留をはじめとした文書を大量作成する時代へと移行してゆく。

【注】

- (1) 奏者番は、正式には「そうじやばん」と読む。近世では、幕府の奏者番は「御奏者番」と記されることが多い。これは「ごそうじやばん」（『日本国語大事典』第二版）と呼ぶ。この「御」を省いた、「そうじやばん」という読み方が俗称として定着したのではないかと思われる。
- (2) 松平太郎『江戸時代制度の研究』（武家制度研究会、一九一九年）。

- (3) その成立に関して、松平太郎氏の慶長八年説と美和信夫氏の慶長五年説がある。松平氏は、慶長八年（一六〇三）二月に徳川家康が將軍宣下の儀式を行う際に、室町幕府の儀礼に従事していた本郷信富を採用したことから始まったと主張する（松平太郎『江戸時代制度の研究』）。その一方で、美和氏は、慶長五年（一六〇〇）九月の関ヶ原の戦いにより江戸時代が開始したという見解を示し、慶長五年以後に奏者番が就任したという（美和信夫『江戸幕府職制の基礎的研究』広池学園出版部、一九九一年）。しかし、この美和氏の研究は、近世後期に編纂された『徳川実紀』や『寛政重修諸家譜』などの二次史料を基にしており、史料批判が乏しいという批判がある（小宮木代良『奏者番手留の成立と関係史料』、科研報告書『画像史料解析による前近代日本の儀式構造の空間構成と時間的遷移に関する研究』二〇〇八年）。
- (4) ただし、大岡忠相のように寺社奉行のみ任命されてから、奏者番に任命された事例もある（藤井讓治『江戸時代の官僚制』青木書店、一九九七年ほか）。
- (5) 小宮木代良『奏者番手留の成立と関係史料』（科研報告書『画像史料解析による前近代日本の儀式構造の空間構成と時間的遷移に関する研究』二〇〇八年）。
- (6) 小宮木代良『江戸幕府右筆所日記』作成過程の検討』（『江

戸幕府の日記と儀礼史料」、吉川弘文館、二〇〇六年、初出一九九六年。

- (7) 大石学『近世日本の統治と改革』（吉川弘文館、二〇一三年）。

- (8) 山本武夫・山本博文「美濃加納永井家史料について」（『東京大学史料編纂所報』第二〇号、一九八五年）によれば、延享期の奏者番永井直陳が、享保四年の奏者番勤務に関する先例を入手していた。

- (9) 吉成香澄「解説 幕府日記」（松尾美恵子監修『学習院大学図書館所蔵 丹鶴城旧蔵幕府史料』第一巻、ゆまに書房、二〇〇七年）。

- (10) 国文学研究資料館史料館編『史料叢書6 幕府奏者番と情報管理』（名著出版、二〇〇三年）。

- (11) 丸子昌子・藤城久子「江戸幕府の職制について―奏者番と側用人―」（『史窓』二七号、一九六九年）。大友一雄『江戸幕府と情報管理』臨川書店、二〇〇三年。同「幕府奏者番にみる江戸時代の情報管理」（『史料館研究紀要』三五号、二〇〇四年）。小宮木代良「奏者番手留の成立と関係史料」（『科研報告書』画像史料解析による前近代日本の儀式構造の空間構成と時間的遷移に関する研究』二〇〇八年）。拙稿「慶応期幕府奏者番における師弟関係と手留管理」（渡辺尚志編『アーカイブズの現在・未来・可能

性を考える』法政大学出版会、二〇一六年）。

- (12) 松平太郎『江戸時代制度の研究』（武家制度研究会、一九一九年）。種村威史「天保期日光社参における宿城儀礼と奏者番」（『国史学』一九〇号、二〇〇六年）。高田綾子「江戸幕府奏者番の勤務実態に関する一考察——寛政元年「御奏者番日記」を中心に」（『聖心女子大学大学院論集』三三一号、二〇一一年）。

- (13) 美和信夫「江戸幕府職制の基礎的研究」広池学園出版部、一九九一年。高田綾子「江戸幕府奏者番就任者の選任基準」（『国学院大学大学院紀要 文学研究科』四六号、二〇一四年）。

- (14) 小宮木代良「館林市立図書館所蔵秋元文庫中奏者番手留類の調査」（『科研報告書』近世武家官位をめぐる朝幕藩関係の基礎的研究』一九九七年）。大友一雄『江戸幕府と情報管理』臨川書店、二〇〇三年。同「幕府奏者番にみる江戸時代の情報管理」（『史料館研究紀要』三五号、二〇〇四年）。小宮木代良「奏者番手留の成立と関係史料」（『科研報告書』画像史料解析による前近代日本の儀式構造の空間構成と時間的遷移に関する研究』二〇〇八年）。

- (15) 『幕府日記』（学習院大学図書館所蔵丹鶴城幕府史料 架蔵番号 四〇四／二六／一〜三九）。『学習院大学図書館所蔵 丹鶴城旧蔵幕府史料』一・二巻にも収録（松尾美

恵子監修、ゆまに書房、二〇〇七年)。なお、これは、紀州徳川家の御附家老新宮水野家の旧蔵文書である。最近では深井雅海氏が『幕府日記』を用いた研究を行っている(深井雅海『綱吉と吉宗』吉川弘文館、二〇一二年ほか)。

- (17) 工藤航平『近世蔵書文化論』(勉強出版、二〇一七年)。大友一雄「解題」(国文学研究資料館編『史料叢書6 幕府奏者番と情報管理』名著出版、二〇〇三年)。

- (18) 小宮木代良「江戸幕府右筆所日記」作成過程の検討(『江戸幕府の日記と儀礼史料』吉川弘文館、二〇〇六年。初出一九九六年)。

- (19) 『諸御礼書』(国立公文書館所蔵、請求番号一五三一〇〇五三)。なお、筆写過程は、「青山下野守留」↓「青山大和守借写」↓「稲葉丹後守」である。おそらく、「青山下野守」は青山忠良、「青山大和守」は青山幸哉、「稲葉丹後守」は稲葉正守(寺社奉行・一八三八―一八四二)と考えられる。これは、以下のような考察に基づく。まず、国立公文書館には淀稲葉家文書が含まれており、稲葉正謙^{のぶ}の文書として知られている。正謙は、天明期の寺社奉行であり、彼自身の文書も多い。しかし、天保期の『御老中渡御書付留』(国立公文書館所蔵、請求番号一八〇―〇〇九三、天明七年―天保一三年)は、明らかに正守時代の文書である。つぎに、稲葉正守と青山幸哉は、奏者番の

師弟関係にある(青山幸哉「御奏者番被仰付候節之留」、天保一年三月二日条、「奏者番手留」二四―一、東京大学史料編纂所所蔵請求番号〇二七二―一)。また、忠良と幸哉は実の兄弟であり、同時期に寺社奉行・奏者番として、ともに勤めたことがある。つまり、篠山青山家の『諸御礼書』が、郡上青山家を介して、淀稲葉家に伝わったのであろう。

- (20) 高田綾子「江戸幕府奏者番の勤務実態に関する一考察―寛政元年「御奏者番日記」を中心に」(『聖心女子大学大学院論集』三三一―一、二〇一一年)。

- (21) 土屋英直「御役中日記」寛政一〇年一〇月一四日条(『史料叢書6 幕府奏者番と情報管理』、名著出版)。この日は月次御礼の前日であり、土屋英直が当番であった。ただし、「月次御礼日当番勤方之部」(『御奏者番心得』五卷、福山市教育委員会所蔵東京阿部家文書二五四)には、「前々ハ御礼書当日二相渡候処、当時前日渡候二相成候」とあり、御礼書の受け渡しは時期によって異なる。

- (22) 『幕府日記』(学習院大学図書館所蔵丹鶴城幕府史料、架蔵番号 四〇四/二六/一―三九)。

- (23) 松平太郎『江戸時代制度の研究』(武家制度研究会、一九一九年)。

- (24) 大友一雄「解題」(国文学研究資料館史料館編『史料叢

書6 幕府奏者番と情報管理」、名著出版、二〇〇三年）。

- (25) 『廻状留』（国立公文書館所蔵、請求番号一八一—〇〇〇一）。

- (26) 『政要録』（東京大学史料編纂所所蔵、請求番号四二七二—三）。「淀」（稲葉正諶）の印あり。延享から享和期の廻状を収録している。

- (27) 筑波大学附属中央図書館所蔵『御本丸廻状留』（請求番号ム二一四—一〇八）。小口書には、朱筆で「高遠」とある。文政から慶応期の廻状を収録している。

- (28) 管見の限り、最古の奏者番日記は、阿部正右「西御丸当番其外勤方留書」（宝暦二年五月四日〜六月一二日、東京大学史料編纂所所蔵備後福山阿部家史料—〇一—〇〇二）である。

- (29) 「御奏者勤向自筆留帳」（宝暦一〇年一月二八日〜宝暦一〇年一月二九日、土浦土屋家文書二九D/〇〇〇〇四三）。

- (30) 役職文書は、幕府役人の家で作成された。現在では、幕府役職を経験した大名家文書や旗本家文書のなかに残されている。それに対し、役所文書は幕府役職者が江戸城や奉行所において作成した文書群であり、現在では内閣文庫や多門櫓文書、旧幕府引継書に残されている。なお、老中の役所文書と役職文書は、拙稿（「老中の文書管理と幕府人事」、『書物・出版と社会変容』二〇号、二〇一六

年）を参照されたい。

- (31) 福井保『『祠曹雜識』解題』（『内閣文庫所蔵史籍叢刊』七巻）。

- (32) 『祠曹雜識』（原本は国立公文書館所蔵、請求番号二二—三〇二）。

- (33) 葑菲とは「かぶらの類。其の根茎は皆食用に供されるが、根には時に美悪がある。」（『大漢和辞典』）という。また、「采葑采菲無以下体（ほうをとりひをとる、かたいをもつてすることなかれ）」（『詩経』邶風・谷風）という故事があり、「一局部の悪のために全部の善を捨ててはならない喩」（『大漢和辞典』）であるという。

- (34) 『儀式等諸留』（東京大学史料編纂所所蔵、維新史料引継本—Iほ—一二七）。その細目は一致し、書尾を見てみると、同じ記事が存在する。

- (35) 「遠御成式 紅葉山御成当番式 不時御礼当番式 同御三家御案内式 上使式 総出仕式」（土浦市立博物館所蔵安藤昌夫家文書一五〇七）、「定式」（同一五〇八）、「御法事済日光御門跡饗応式 附増俸時御料理被下式 公家衆 誦 紅毛人」（同一五一六）。なお、安藤昌夫家は、土浦藩主土屋家の寺社役を勤めた家である。
- (36) ただし、『奏者番勤方并心得』には、冒頭に「当番勤方并心得」という部が入れている。

(37) 『寧原部区』（福山市教育委員会所蔵東京阿部家文書二五五）。

(38) 『寧原部区』（福山市教育委員会所蔵東京阿部家文書二五五）。

(39) これは、阿部正右のものといわれている（『福山市蔵第二次東京阿部家文書目録―書籍篇―』）。彼は一七五二年から一七六〇年まで奏者番を勤めていた。しかし、後述するように、この『御奏者番心得』は、安永四年（一七七五）の先例もある。この年は、正右以後にあたる。それゆえ、次代の正倫（奏…一七七四―一七八七）の時の写本と思われる。

(40) 『奏者番留書』は、『故事類苑』の「奏者番」の項目で引用されている。

(41) ちなみに、この時に就任した松平忠優は、のちに奏者番阿部正弘の師範になっている（『奏者番一覧』、『史料叢書6 幕府奏者番と情報管理』、名著出版、二〇〇三年）。

(42) 米倉家の奏者番は、安永四年から同五年まで勤めた昌晴と、安政四年から万延元年まで勤めた昌寿の二人だけである。東京大学史料編纂所では、昌寿時代の奏者番手留群を所蔵しているため、おそらく昌寿によって書き写された可能性が高い。

(43) 「寺社披露之部」天和二年条には、「一同（天和）二戊年

御三家使者并紫衣之僧又八僧正坏之披露、自今以後老中之下座二て奏者番披露候様仕候事、」とある（『御奏者番心得』四巻）。

(44) 「被下物之節居所之部」宝永元年八月三日条には、「覚無之旨二付、御右筆日記被見候様二被申達候処、如左日記有之、」とある（『御奏者番心得』、福山市教育委員会所蔵東京阿部家文書二五四）。なお、八巻の「在着御礼使者申上候部」宝永元年八月三日条にも同じ内容がある。「御右筆部屋日記」の写の部分は、以下の通りである。

【参考史料一】「在着御礼使者申上候部」延宝二年四月一六日（『御奏者番心得』八巻、福山市教育委員会所蔵東京阿部家文書二五四）

延宝二庚寅年四月十六日

松平讃岐守使者

時服三

大久保主計

右久世大和守使者伝之奉書渡之、席躑躅之間

是ハ在所江到着御礼之使者也、

右之通二付、躑躅間二て奉書御渡拝領物被

仰付之旨被仰渡之時服致頂戴候、

(45) 大友一雄「解題」（『史料叢書6 幕府奏者番と情報管理』、

名著出版、二〇〇三年）。

(46)『幕府日記』(学習院大学図書館所蔵丹鶴城幕府史料 架

藏番号 四〇四／二六／一～三九)。

(47)『御奏者番心得』八巻。(福山市教育委員会所蔵東京阿部家文書二五四)。

(48)『幕府日記』享保一九年八月四日条(ゆまに書房)。

(49)『御老中所司代御城代使者之部』享保一九年八月四日条(『御奏者番心得』六巻、福山市教育委員会所蔵東京阿部家文書二五四)。

(50)『御奏者番心得』(福山市教育委員会所蔵東京阿部家文書二五四)。

(51)『全て西丸之部』(『奏者番留書』九巻、東京大学史料編纂所所蔵)。

例えば、以下のように「申合之部」の宝暦四年二月一五日条は『廻状留』の同条と一致する。

【参考史料二】「申合之部」宝暦四年二月一五日条(『御奏者番心得』一巻、福山市教育委員会所蔵東京阿部家文書二五四)。

当番

一宝暦四甲戌年二月十五日

永井伊賀守〔直陳〕

廻状之内

今日

大納言様不被為 入候、

一月次之御礼相済

御暇

同

追而之内二ヶ條目

一月次御礼日廻状留御移替以前之通相認可然旨、此旨同役衆申談候刻今日 右之通相認差出申候、為御心得申達候、

同三ヶ條目

一助先 御使者之者ハ上野増上寺江之行列予参不罷出為御目見致登 城助先之者ハ 還御迄見合可致退出候、

【参考史料三】『廻状留』宝暦四年二月一五日条(国立公文書館所蔵、請求番号一八一—〇〇〇一)。

当番

一宝暦四甲戌年二月十五日

永井伊賀守〔直陳〕

今日

大納言様不被為 入候、

一月次之御礼相済

御白書院

御暇

土伊予

御馬被下

松平筑前守

御暇

大和

同

宗 对馬守

(中略)

追而

一今日西丸江出仕無之候、

一月次御礼日廻状留御移替以前之通相認可然旨、此旨

同役衆申談候刻今日右之通相認差出申候、為御心得

申達候、

一助先御使者之者八上野増上寺江之行列予参二不被罷

出為

御目見致登城、助先之者は

還御迄見合可致退出候、

(後略)

(53) 例えは、「申合之部」の宝曆四年四月一八日条は、『廻状

留』の同条と一致する。

【参考史料四】「申合之部」宝曆四年四月一八日条(『御

奏者番心得』一卷、福山市教育委員会所蔵東京阿部家文

書二五四)。

当番

一同年(宝曆四年)四月十八日

阿部伊予守(正右)

廻状追て

一上野増上寺

御成之節、御本丸西丸共助二相成候ハ、助御

番相勤候段次之助順江早速可申遣置候、左候ハて

其日助先二相成候もの 御殿江

御目見二可被出候、此段今日被出候同役衆申合候

為御心得申達候、

【参考史料五】『廻状留』宝曆四年四月一八日条(国立公文書館所蔵、請求番号一八一—〇〇〇一)。

当番

四月十八日

阿部伊予守(正右)

今余事過御座通吹上江被為成騎射

上覽九時過被極 還御候、

右之外殿中替儀不承候、以上、

追て

一上野増上寺御成之節

御本丸西丸共助二相成候ハ、助御番相勤段、次之

助順江早速可申遣置候、左候ハ、其日助先相成候物、

御殿江 御目見二可罷出候、此段今日罷出候同役衆

申合候為御心得 申達候、

一八時前隱岐殿退出二付罷出、

- (54) 「申合之部」寛延三年五月二日条（『御奏者番心得』一卷、福山市教育委員会所蔵東京阿部家文書二五四）。

- (55) 宝暦四年五月五日「森川兵部少輔押合 手紙」（「申合之部」、『御奏者番心得』一卷、福山市教育委員会所蔵東京阿部家文書二五四）。

- (56) 伺書と付札に關しては、藤田覚『近世史料論の世界』（校倉書房、二〇一二年）が詳しい。

- (57) 例えば、備後福山阿部家文書（東京大学史料編纂所所蔵）に伺書が散見される。

- (58) 宝暦四年二月一日「金森兵部少輔 差出候書付并絵図」（「申合之部」、『御奏者番心得』一卷、福山市教育委員会所蔵東京阿部家文書二五四）。

- (59) 「永井伊賀守留」元文三年四月一日条（当番松平備中守「半袴披露」、「戸田越前守留書之内」年不詳（当番不明、「当番勤方並心得」）、「井上遠江守留」寛延二年二月六日（当番不明、土佐殿 到来候紙面「御番之部」）、「朽木土佐守留」元文二年四月二日（当番朽木土佐守、「参勤御暇其外不時御礼有之時之部」）。

- (60) 竹村誠「兎羹」（大石学編『江戸幕府大事典』吉川弘文館、二〇〇九年）。

- (61) 『御奏者番心得』卷五（福山市教育委員会所蔵東京阿部

家文書二五四）。

- (62) 深井雅海『図解 江戸城をよむ』（原書房、一九九七年）。
- (63) 「御日記（江戸幕府日記）」（東京国立博物館所蔵請求番号と一〇三三七、一橋徳川家旧蔵 明暦二年正月元日条。

- (64) 「公儀日記」承応元年正月元日条には、「是日酒井雅楽頭忠清為服忌不出、去歲伯父松平越中守卒去故也、假欠役松平和泉守勤之云々」とある。なお、近世後期の編纂物であるが、『嚴有院殿御実紀』にも、「又酒井雅楽頭忠清此日服穢によて、松平和泉守乗寿御前披露の事つかふまつる」（同日条）とある。

- (65) 福田千鶴『酒井忠清』（吉川弘文館、二〇〇〇年）。

- (66) 福田千鶴『酒井忠清』（吉川弘文館、二〇〇〇年）。小宮木代良「奏者番手留の成立と関係史料」（科研報告書『画像史料解析による前近代日本の儀式構造の空間構成と時間的遷移に関する研究』二〇〇八年）。小宮氏の研究によれば、それぞれ披露役を勤めた期間は以下の通り。酒井忠世は寛永九年から寛永十一年まで、忠行は寛永九年から同十三年まで、忠勝は寛永十一年から寛永十四年まで、忠清は寛永一五年以降であった。このうち、忠勝は左衛門尉家であり、それ以外は雅楽頭家である。これは、寛永十一年閏七月の江戸城西丸炎上により、將軍家光は西丸留守居の忠世を遠ざけ、忠世が勤めてきた殿中儀礼の

役を酒井忠勝に担わせたためである（福田千鶴『酒井忠清』吉川弘文館、二〇〇〇年）。

(67) 「晴儀（はれのぎ）」とは、御三家・家門大名を初めとする侍従以上の諸大名が將軍に拝謁する時の披露役のことである。また、「年男（としおとこ）」は一般に正月儀礼を主宰する男子を指し、年末の煤払いや正月の飾り付けなどを行い、歳神を迎えて祭る役目を担う。江戸城では、煤払い・節分・掃初めの儀礼を行う（福田千鶴『酒井忠清』吉川弘文館、二〇〇〇年）。こうした將軍家に関する儀礼勤務の特権には、溜詰大名の彦根井伊家・会津松平家にもある（野口浩子「徳川將軍家元服儀礼と加冠役井伊家」、『彦根城博物館研究紀要』一七号、二〇〇六年）。

(68) 福田千鶴『酒井忠清』（吉川弘文館、二〇〇〇年）。

(69) 『重朗日記拔萃』（東京大学史料編纂所蔵、二〇七三―二三九、第一巻）寛文四年九月一日条には、「同年九月十一日 命有テ忠清勤ムル所ノ晴儀ノ諸役ヲ嫡子河内守忠明ヲシテ勤ムル」、「同甲辰年九月十一日忠明ヲ御前ニ召テ忠清勤ル所ノ侍従以上ノ奏者等ヲ向後忠明是ヲ勤ムヘシ」とある。なお、『重朗日記拔萃』は『前橋市史』六卷（八八七頁）にも一部収録されている。その解説によれば、関重朗は前代から藩主の記録を続け、延宝六年に君命を受け、正徳六年に編集を終わらせたもので

ある。また、記録の内容は藩主の動きを主としており、酒井家の幕府における事績を中心としている。

(70) 『重朗日記拔萃』（東京大学史料編纂所蔵、二〇七三―二三九、第一巻）寛文二年二月一九日条に、「同（寛文）十二年十二月初テ節分ノ御儀式ヲ勤ム」とある。

(71) 『御触書寛保集成』（二一六号、延宝八年二月）。

(72) 『御触書寛保集成』（二一七―二二二号、延宝八年二月）。「被仰出留」延宝八年二月条（国立公文書館所蔵 請求番号一七九―〇一八六）。なお、老中稲葉正則の家臣による『永代日記』（延宝八年二月二八日条）にも同じ法令が記載されている。

(73) 引太刀役の格式については、深井雅海『図解 江戸城をよむ』（原書房、一九九七年）を参考。

(74) 大友一雄「解題」（『史料叢書6 幕府奏者番と情報管理』、名著出版、二〇〇三年）。

(75) 『楽只堂年録』宝永二年正月朔日条（五巻、八木書店）。

(76) 『徳川幕府家譜 乾』（『徳川諸家系譜』一、五三P、八木書店）。

(77) 美和信夫『江戸幕府職制の基礎的研究』広池学園出版部、一九九一年（初出一九七一―一九八八年）。三宅正浩「江戸幕府の政治構造」（『岩波講座日本歴史』二一巻近世二、

二〇一四年)。

(78) 深井雅海・藤実久美子編『江戸幕府 役職武鑑編年集成』

(東洋書林、一九九六―一九九八年)。

(79) 大友一雄『江戸幕府と情報管理』(臨川書店、二〇〇三年)。
同『幕府奏者番にみる江戸時代の情報管理』(『史料館研究紀要』三五号、二〇〇四年)。

(80) 『九冊物并直書廻章留』(国文学研究資料館所蔵三井文庫旧蔵資料(袋綴本) 請求番号 MX―一二二―三)。

(81) 奏者番の在任期間は二〇九二―一七〇八年である。

(82) 国文学研究資料館所蔵三井文庫旧蔵資料(袋綴本) 請求番号 MX―一二二―三。なお、『奏者番留書』では永井尚敬と田村宗永を、『御奏者番心得』・『寧原部区』では阿部正喬と池田政倫を初の師弟関係としている。

(83) 館林市立図書館秋元文庫所蔵。

(84) 『御奏者番系』以外にも、『御奏者番番系図・寺社奉行株筋』(東京大学史料編纂所所蔵備後福山阿部家史料一〇五一―一七六)や『覚(奏者番系図)』(青山歴史村青山家文書一六六二)でも阿部正喬を始祖としている。

(85) 『諸役人系図』一(東京大学史料編纂所所蔵 請求番号四三三―五)。なお、福留真紀氏によれば、官途・諱・補職転免年月日・前後職の記録について書かれた江戸幕府の諸職の就任者の一覧であり、最新記事は元禄一六年

である(福留真紀『徳川將軍側近の研究』、岩田書院、二〇〇六年)。

(86) 塚本学『徳川綱吉』(吉川弘文館、一九九八年)。

(87) 野口朋隆『江戸大名の本家と分家』(吉川弘文館、二〇一一年)。

(88) 野口朋隆『江戸大名の本家と分家』(吉川弘文館、二〇一一年)。

(89) 大友一雄『解題』(『史料叢書6 幕府奏者番と情報管理』、名著出版、二〇〇三年)。

(90) 『御番割之部』宝暦一四年二月一五日条(『御奏者番心得』三卷、福山市教育委員会所蔵東京阿部家文書二五四)。

(91) 「奏者番一覧」(『史料叢書6 幕府奏者番と情報管理』、名著出版、二〇〇三年)。

(92) 「披露割之部并手札心得」(『御奏者番心得』四卷)。具体的な系統は、以下の通りである。前者は、朽木玄綱―阿部正右―酒井忠香―土屋篤直―板倉勝武である。一方、後者は、永井直陳―鳥居忠孝―戸田氏英―久世広明―土岐定経である(『御奏者番系』、館林市立図書館所蔵秋元文庫)。なお、表記方法に関して、前者はいわゆる折紙様式で列挙し、後者は堅紙で表裏に記している。

(93) 『内閣文庫所蔵史籍叢刊』九卷、(巻四六、一〇五五P)。